

税金の期限内納付へのご協力ありがとうございます！

収税課 TEL 224-5686
FAX 226-2538

税金は、行政サービスを支える貴重な財源です。
税金の期限内納付に引き続きご協力をお願いします。

税金は生活を守るための 貴重な財源です

納付された税金は、子育てや福祉・医療・教育・環境・防災などのさまざまな行政サービスの財源となります。

また、皆さんがそれぞれの所得や所有財産・資産に応じて税金を納めることにより、誰もが安心して行政サービスを受けられることができる仕組みになっています。
税金を滞納すると、所定の延滞金が課せられる場合があります。



あります。

税金は期限内に納めていただきますよう、ご協力をお願いします。

便利な口座振替を ご利用ください

市では口座振替による納付をお勧めしています。

一度口座振替の登録をすれば、解除の手続きなどをし
ない限り、引き落としでの納税が継続されます。窓口に行く手間や税金の納め忘れがなく、便利で確実です。



登録方法：納税通知書に添付され

ている口座振替依頼書に必要事項を記入し、届け出印を押印の上、直接収税課(本庁舎2階)・市民センター・取引先の金融機関の窓口

*口座振替依頼書がない場合はお送りしますので、同課にご連絡ください。また、市ホームページからもダウンロードできます。

*届け出印の間違いが多く見受けられます。十分、ご確認ください。

■口座振替ができる金融機関

●足利銀行▼青梅信用金庫▼群馬銀行▼埼玉縣信用金庫▼埼玉りそな銀行▼中央労働金庫▼東和銀行▼八十二銀行▼飯能信用金庫▼みずほ銀行▼みずほ信託銀行▼三井住友銀行▼三菱UFJ銀行▼武蔵野銀行▼りそな銀行▼ゆうちょ銀行▼いるま野農業協同組合(本店は取り扱いなし)

10月～12月は滞納整理強化月間です

県と県内全市町村は、10月～12月を滞納整理強化期間として、「ストップ! 滞納」を合言葉に、滞納整理を強化します。

税金の滞納は、納期限内に納税している方との公平性を欠くものです。

納税資力がありながら税金を滞納している方に対しては、財産の調査・差し押さえを実施するなど、県と市町村が一丸となって集中的に滞納整理を進めます。



コンビニ納付をご利用ください

バーコードが印字された納付書であれば、コンビニエンスストア等で納付ができます。平日に金融機関へ行くのが難しい方などは、ご利用ください。



■納付ができるコンビニエンスストア等

- くらしハウス▼コミュニティ・ストア▼スリーエイト▼生活彩家▼セブンイレブン▼デイリーヤマザキ▼ニューヤマザキデイリーストア▼ファミリーマート▼ポプラ▼ミニストップ▼ヤマザキスペシャルパートナーシヨップ▼ヤマザキデイリーストア▼ローソン▼ローソン・スリーエフ▼MMK設置店
- 以下の場合にはコンビニエンスストア等での納付はできません
- 納期限を過ぎた場合▼金額が30万円を超える場合▼金額の訂正がある場合▼バーコードの印字がない場合▼バーコードの読み込みができない場合

ない場合▼バーコードの読み込みができない場合

納税が厳しい場合は早めのご相談を

税金の期限内納付が困難な状況にある場合は、お早めにご相談ください。

災害や盗難に遭った場合や生計を一つにする親族が病氣・負傷した場合、事業における著しい損失が出た場合、事業の休廃止をした場合など、やむを得ないと認められる事情がある場合は、分割納付や納税の猶予などの制度を利用できる場合があります。



相談窓口：収税課(本庁舎2階)

平日の来庁が難しい場合は

平日に来庁するのが難しい方は、毎月第2・第4土曜日に、収税課で納税・納税相談ができます。

時間：午前8時30分～正午(納税相談の受け付けは午前11時30分まで)

納税証明書の請求について

■窓口で請求する場合

窓口で請求する際は、次の物を持参して、収税課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所に直接お越しください。

持ち物：本人または同一世帯親族の場合⇨身元確認書類(運転免許証・保険証等)▼代理人の場合⇨委任状または代理人選任届、代理人の身元確認書類、代理人の印鑑

■郵送で請求する場合

郵送先は〒350-8601 川越市役所収税課管理担当。

請求に必要な物：納税証明書交付申請書(市ホームページからダウンロード可)、必要枚数分の手数料(定額小為替)、切手を貼った返信用封筒

*納税証明書を発行する際に、手数料として、1通200円が掛かります(車検用の軽自動車税の納税証明書は無料)。

今年度の市税などの納期

納期限	10月31日(木)	市・県民税(第3期)、国民健康保険税(第4期)、後期高齢者医療保険料(第4期)、介護保険料(第4期)
	12月2日(月)	固定資産税(第3期)、国民健康保険税(第5期)、後期高齢者医療保険料(第5期)、介護保険料(第5期)
	来年1月6日(月)	国民健康保険税(第6期)、後期高齢者医療保険料(第6期)、介護保険料(第6期)
	来年1月31日(金)	市・県民税(第4期)、国民健康保険税(第7期)、後期高齢者医療保険料(第7期)、介護保険料(第7期)
	来年3月2日(月)	固定資産税(第4期)、国民健康保険税(第8期)、後期高齢者医療保険料(第8期)、介護保険料(第8期)
問い合わせ	市・県民税、固定資産税、国民健康保険税＝収税課 ☎224-5686 ☎226-2538 後期高齢者医療保険料＝高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318 介護保険料＝介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384	